

産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会
電気保安制度 WG（第2回）－議事要旨

日時：令和2年10月28日（水）10：00～12：00

場所：Skype開催

出席者

<委員>

若尾座長、大関委員、柿本委員、坂本委員、曾我委員、東嶋委員、西川委員、前田委員、安田委員、渡邊委員

<経済産業省>

覚道産業保安担当審議官、田上電力安全課長、古郡電気保安室長他

議事概要：

（1）電気保安人材をめぐる課題の検討状況について

<委員からの主な御意見>

○電気保安人材に係る実務経験年数の見直しについて

- ・ 外部委託承認制度における実務経験年数の見直しは、電気保安人材の確保の観点からも効果的。制度開始時まで、学生等に対する受講機会の拡大・利便性の向上やオンライン研修時の緊張感の維持など、丁寧に課題を抽出し、対応を検討すべき。
- ・ 第1種電気工事士の実務経験年数の見直しに関し、事務局から提示されたデータは説得力があり、改正内容として適当。電気工事業界の社員のモチベーションアップや電気工事士試験合格者の入職促進につながるものであり、幅広くPRすべき。

<事務局からの主な回答>

- ・ 委員の御指摘を踏まえ、新制度の開始に向け鋭意作業を進めていく。

（2）再エネ発電設備の電気保安の確保に向けた検討状況

○太陽電池発電設備に特化した技術基準の検討

<委員からの主な御意見>

- ・ 太陽電池の技術基準の省令化は、従前の規制内容がそのまま省令に規定されるだけで、具体的な規制内容やルール変更はないという理解。NEDOで検討されているガイドラインが、既存の太陽電池発電設備に遡及適用されないことを確認したい。
- ・ 技術基準違反が続く場合にはFIT認定の取消しなど、他部局や産業保安監督部と連携し、厳格な運用を行うべき。
- ・ 一般住宅の太陽電池発電設備の設計ガイドラインについても検討すべき。

<事務局からの主な回答>

- ・ これまでの電技解釈で規定してきた内容を省令で規定。現在、NEDOで検討されているガイドラインは既存の電技解釈や民間ガイドラインの内容が主であるが、新たな部分の既存設備への遡及適用はない。
- ・ 国民負担を求めるFIT制度を利用する以上、技術基準違反には厳格に取り組む。
- ・ 一般住宅の太陽電池発電設備の設計ガイドラインは、今後の検討課題と認識。

○小出力発電設備の電気保安の確保に向けた取組

<委員からの主な御意見>

- ・ Q&A 集の記載例にある罰則の対象とならない「やむを得ない事由」が、抜け道とならぬよう厳格に運用すべき。
- ・ 事故報告の詳報作成支援システムの改修について、NITE と連携し、事故情報の分析を丁寧に行うべき。また、同システムでは、事故時の写真でも報告できるようにすべき。
- ・ 小出力発電設備の所有者又は設置者本人からの事故報告は難しいため、保守管理会社による代理報告も可能とすべき。ただし、代理報告を行っても、設備の所有者本人が責任を負うことは重要で、責任逃れにならないようにすべき。

<事務局からの主な回答>

- ・ 事故報告の提出遅れに関する「やむを得ない事由」は、限定的に運用し、具体的な事例を Q&A 集で明確化する。
- ・ 2020 年度の詳報作成支援システムの改修では、写真添付はできないため、2021 年度の改修を目指す。
- ・ 小出力発電設備の事故報告について、保守管理会社が代理で書類を作成することは可能だが、最終的には設備の所有者又は設置者本人の責任で報告することになる。

(3) 電気保安をめぐる現状と今後の課題

○電力システム改革以降の電気保安体制の構築に向けて

<委員からの主な御意見>

- ・ 再エネという新産業が生まれても、若手人材が引きつけられないのはおかしい。エネルギー政策や産業・雇用政策といった大きな観点から、電気保安人材の不足について議論すべき。分散電源のようなアセット（資産）を誰が維持し、その人材をどう確保していくのかも議論すべき。
- ・ スマート保安技術としてカタログ化された技術のみが定期点検の間隔延長の対象か。
- ・ 保安体制の構築について、電力設備や立地に応じたリスクの勘案は重要。優良事業者インセンティブが働くようにすべき。
- ・ アグリゲーターのような新規参入者が電気保安に参画し、優秀な人材が集まる制度設計を検討すべき。

<事務局からの主な回答>

- ・ 電気保安を担う人材の確保など頂いた御意見については、関係部局と連携して議論を進めていく。
- ・ 技術のカタログ化と点検頻度との関係は現在整理しているところ。新しい保安技術を電気保安へ実装するメリットはしっかり検討していく。

(4) 需要場所や引込み・契約単位の見直しに伴う保安面の課題の検討について

<委員からの主な御意見>

- ・ 1 需要場所複数引込みについて、責任分界点の整理が必要。

<事務局からの主な回答>

- ・ 1 需要場所複数引込みに関する具体的な保安面の課題の整理については、委員等の御協力も得つつ、現場の御意見や災害対応の観点なども踏まえ、検討していく。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742

FAX：03-3580-8486